

市町村との統合協議

1. 統合協議

(1) 経緯

H25. 7. 10 大阪市との統合協議は一旦中止

- ・ 平成 23 年度から継続してきた大阪市との統合協議については、大阪市会 5 月定例会 (H25. 5. 24) において「市民にメリットがない」として、統合に関する議案を否決。
- ・ 大阪市としては、大阪市戦略会議 (H25. 6. 19) において、「統合案と大阪市会における意見との隔たりが大きい」として、「企業団との統合協議は一旦中止し、民営化の検討を進める」ことを決定。
- ・ 大阪市の方針を受け、企業団として「大阪市との統合協議は一旦中止する」ことを決定。

H26. 4. 22 企業団と四條畷市、太子町、千早赤阪村との水道事業統合に向けての検討、協議に関する覚書の調印式

- ・ 竹山企業長と土井四條畷市長、浅野太子町長、松本千早赤阪村村長が、「企業団との統合に向けての検討、協議に関する覚書」の調印式及び共同記者会見を実施。

千早赤阪村：松本村長が村議会定例会 (H25. 12. 20) において、「企業団との統合を前提に平成 26 年度から検討、協議を開始する」旨を表明。

四條畷市：土井市長が市議会本会議 (H26. 3. 3) において、平成 26 年度市政運営方針の中で「企業団との統合協議に参画し、広域運営から得られる事業効果について検証する」旨を表明。

太子町：「企業団との経営の一体化について、具体的な検討や協議を進めていく」内容が含まれた太子町水道ビジョンを策定。

(H26. 4. 15) 【※位置図等については裏面参照】

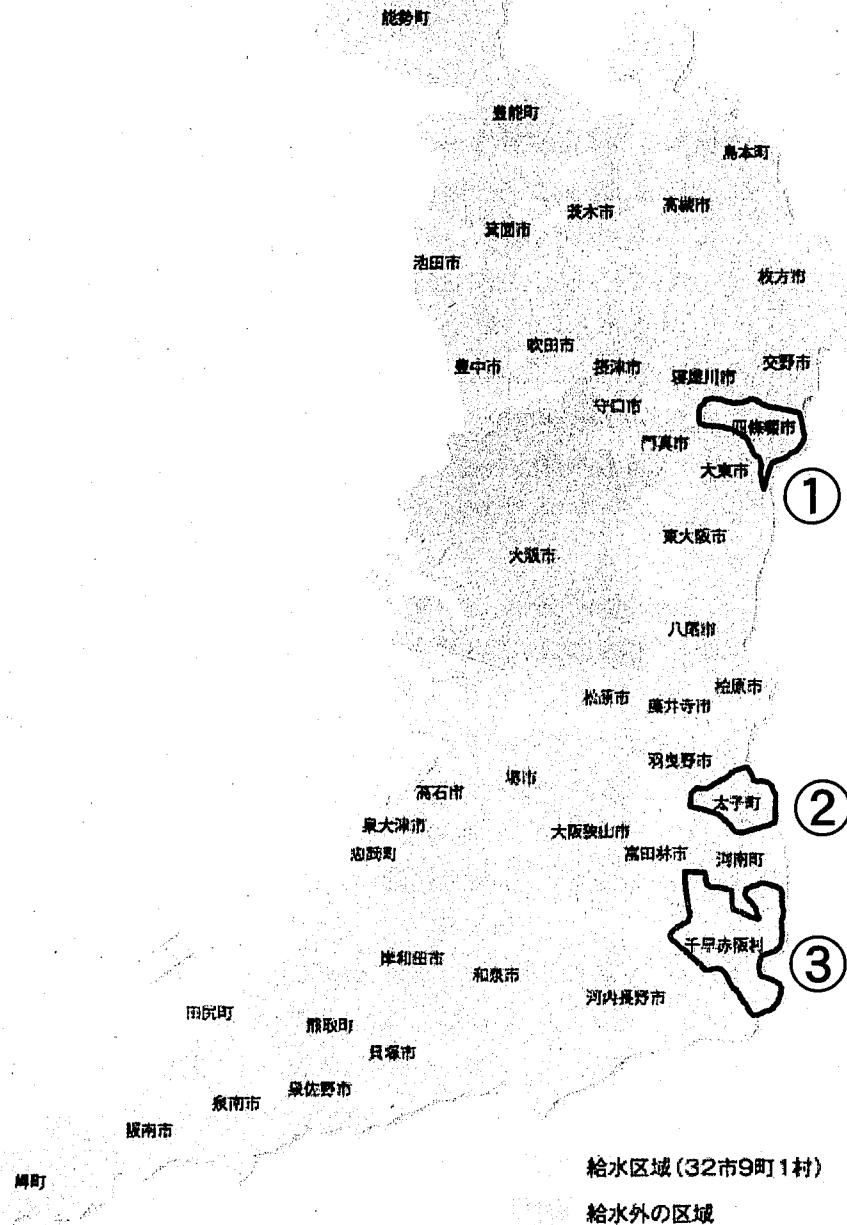
(2) 検討・協議概要

- ・ 統合希望団体の施設整備計画、経営計画の策定
- ・ 統合メリット（定量及び定性の両面）の整理

(3) 今後のスケジュール概要

- 平成 26 年度 統合素案の策定（施設整備計画、経営計画）
- 平成 27 年度 統合案のとりまとめと規約変更議決、統合に係る協定締結
- 平成 28 年度 統合に係る手続き（事業認可、条例制定等）
- 平成 29 年度 事業開始

覚書 調印団体位置図



〈覚書 調印団体の水道事業概要〉

No.	団体名	給水人口(人)	1日最大給水量(m ³ /日)	自己水:企業団水比(%)
①	四條畷市	57,188	19,090	2:98
②	太子町	14,108	4,617	73:27
③	千早赤阪村	5,382	2,695	67:33
合計		76,678	—	—

出典：平成 24 年度 大阪府の水道の現況
(大阪府健康医療部環境衛生課)